

物内の他の場所との往来や接触がないものがある。検査施設には、入れられた動物を完全に隔離する体勢がなければならない。検査施設には、物理的構造それに動物の隔離維持のための、確立し実行される行程プログラムの両方が必要である。その行程プログラムに含まれるのは、動物の受け入れ規準、患畜の隔離あるいは除去の手続き、動物の病気モニタリング行程の解説、施設に入るヒトの健康審査と監視の手続き、施設清掃の手配、使用済みの飼料・水・資材・動物排泄物の処理、疾病除去や死亡動物処分の方法などがある。動物、動物介護スタッフやその他の者の出入りは、環境による動物との接触および不注意による感染性病原体との接触を最小限に保つために、管理制御されねばならない。

Chapter の基本的構成

人獣共通感染症の伝播に関する OIE Code の他の chapter とは異なり、この chapter での提言は、対象動物であるヒト以外の霊長類の個々の独特の性質を認識して作成された。従ってこの chapter の提言は、特定の人獣共通感染症の病原体をコントロールする必要な対策を第一に強調するのではなく、むしろ動物グループ全体の人獣共通感染症の可能性に対処する必要性を強調するものである。この必要性に対処するため提言は、ヒト以外の霊長類の健康と感染状態の定義づけおよび感染症の伝播防止策の実行に焦点を合わせている。慎重を期すためには、特異的・明確に反証が行われる場合は除き、ヒト以外の霊長類は、ヒトにとって危険な感染性の病気を持っているとして想定した方がよい。公衆衛生の観点からしてこの想定は、輸送過程上の特定の作業だけではなく、ヒトとヒト以外の霊長類の間で、密接な接触が起こるすべての作業に適用されねばならない。この chapter の提言はこの原則に基づいている。

この chapter の草案作成に当たり、公衆衛生と動物に対する優しい取り扱いを確立するために、ヒト以外の霊長類の国際間輸送上において必要とされる2つの基本的要素として認識されたのは、国際間輸送前の健康証明のプログラムと、国際間輸送後の検査プログラムである。この両方も、国家の獣医関連当局の管轄下におかれているが、それは、これら政府機関は、日常的に国の動物保健と人獣共通感染症の取り扱いを担当しているからである。これらの作業の責任を、輸入業者や輸出業者あるいは他の利害関係者に任ずことは適切とは考えられない。この chapter は、国家の獣医関連当局が、ヒト以外の霊

長類の国際間輸送に関して、その方針と規則を作成・実施するための指針となるべきである。

国の獣医関連行政官や、ヒト以外の霊長類を扱うその他の人々は、健康証明や検査過程を検討することにより、ヒト以外の霊長類の人獣共通感染症と、これらの疾病と接触するリスクがある人員の保護に関して、理解を得るべきである。彼等はまた、これらの動物の、安全で効率的な国際間輸送の経験を生かすべきである。

この chapter は、ヒト以外霊長類を、国際的に輸送したいと望む個人またはグループに対し、動物の健康と福祉に関する最終的責任を免じるものと解釈されてはならない。むしろ、この個人またはグループは、国の獣医関連当局と協力し、動物に対する適切なる世話と利用、それに公衆衛生の保全を確かなものにするために必要な、すべての背景資料と書類を提供すべき深い責任を有するものである。

人獣共通感染症には独特な関連事情があること、並びに特異的に反証されぬ限り、ヒト以外の霊長類は、人獣共通感染症を有しているとする想定が必要であることに基づき、提言のアウトラインは、健康証明過程において、動物の人獣共通感染症の状態に関して、現実的に入手可能な、正確度のレベルを区分点としている。主要な区分要因は、動物の現在・過去における病気との接触歴と状態に関して入手可能な、正確度の有無、あるいはそのレベルである。過去の病歴が分らない野生捕獲の動物と、監視下、すなわち管理制御された環境で生まれ育てられ恒久的な獣医学的取り扱いと動物介護が行われ、非常に正確で充分なる病歴記録がある動物とは区別されるのである。

上記の、過去の健康歴の有無による動物の区別は、ある状況下においては、ヒト以外の霊長類からの人獣共通感染症の伝播の危険性がないということ、意味するものではない。そうではなく、人獣共通感染症の伝播の若干の危険性は常に存在しているということが、強調されねばならないのである。すべてのリスクを除去することはできない。これは、正しい技術と手順を行うことにより、最低限に抑えることができるだけである。この理由で、この chapter の終わりに、ヒト以外の霊長類を扱う仕事をする人々が守るべき、普遍的注意事項を提言する Article を1つ付加した。正しい検査施設の設計デザインと機能に関する appendix の予備的草案もまた含まれている。

序論および一般的提言

(Article 3.9.1.1. 及び 3.9.1.2.)

この chapter は、一般的なヒト以外の霊長類を扱うものであり、カニクイザル *cynomolgus monkeys* (*Macaca fascicularis*)、アカゲザル *rhesus monkeys* (*Macaca mulatta*)、アフリカミドリザル *velvet monkeys* (*Cercopithecus aethiops*)、ヒヒ *baboons* (*Papio spp.*)、リスザル *squirrel monkeys* (*Saimiri sciureus*) とマーモセット *marmosets* (一般的に *Common marmoset Callithrix jacchus*) その他を含む (霊長類健康管理に関する FELASA 作業グループの意見) ところの、生物医学研究で使用する主要な種 (species) だけを扱うものではない。

ツバイ *Tree shrews* (*Tupaiaidae*) は現在、ヒト以外の霊長類とは見なされていないので含めていない。他のヒト以外の霊長類の種は、原猿類 *prosimians* から大型類 *great apes* まですべて含まれている。いかなる特定の種 (species) についても、その人獣共通感染症の可能性に関する現存の知識量をもって、その種を含めるか除外するかは決定要因とはしていない。然し、ヒト以外の霊長類のそれぞれの種については、個々の種の必要と特質に対応するような、特定の方法的提言が必要となるかも知れないので、これをこの chapter の articles に反映させてある。これらそれぞれの種に関する必要事項に対応するに当たり、提言が制限的になったり、柔軟性を失うようなことは間違いなく意図していない。これらの動物についての理解がさらに深まるにつれ、提言された構図が、一方で健康評価作業における科学的に健全な柔軟性を認めつつ、なお且つ、公衆衛生と安全を最も高めるようなシステムを提供することが望まれる。

特別グループは、動物の輸送と使用に関する現行の国際協定、とくにヒト以外の霊長類の国際間輸送のすべてに関し、許可証あるいは証明書の発行を義務づけ、多くの国で獣医関連当局により運用されているところの、Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora (CITES) を支持補完するガイドラインの作成が必須であると感じた。

CITES 書類の必要事項を、健康証明のプログラムとリンクさせることは、CITES の規定順守を確認する実際的な手法であり、CITES 運用の責任をもつ獣医関連当局の手助けになる。これはまた、国際間輸送の前に、動物に関して正しい CITES 書類を得ることの必要性を、ヒト以外の霊長類の輸出入業者に教え、間違った書類の動物の押収や没収の回避に役立つであろう。このような押収や

没収が行われる場合、没収を行う者に対して、人獣共通感染症の伝播が生じる可能性がある。

この草案 chapter は、各国の国内におけるヒト以外の霊長類の使用に関して、制限を課してはならないということが強調される。このようないかなる制限も OIE の権限外である。然し、提言された chapter の設定デザインとその実施を通じて、公衆衛生と動物の福祉問題に対する国の評価が促進され、この chapter の主題との関連で、これらの問題の対処機構の開発が促進されることが期待される。

感染症病原体を保有するすべての動物を、国際間輸送から排除することを意図することは現実的ではない。これを排除することは、感染症の可能性問題の実際的な解決とは考えられない。むしろ、人獣共通感染症に罹った動物は、安全の注意事項が守られさえすれば、最低のリスクで輸送が可能だし、また現在でもそのようにして輸送されているのである。

健康証明

国内家畜類に関する International Animal Health Code の提言と同様、ヒト以外の霊長類に関する健康証明の責任は、輸出国の獣医関連当局におかれている。個々の輸出業者は、動物の健康状態の報告の責任を持つべきであるが、診断試験とその他の獣医学的検査により、その健康状態を広範に証明することを、輸出業者に要求することは現実的ではないかも知れない。個々の輸出業者は、動物に対する感染症のリスクを増大させることなく、その仕事を実行するための能力を持っていないかも知れない。また、発見されたすべての病気を、輸出する前に治療して治すことを輸出業者に期待するのは無理であろう。潜在している感染症は、発見が難しいことがあり、輸送前あるいは輸送後であってさえも診断できない場合もあろう。健康証明の過程では、動物の健康に関して、輸出前に可能な限りにおいて、最善の評価が行われるものと考えべきであり、これは病気がない健康な状態の保証と同等であるとは決して考えるべきではない。

健康証明に必要な書類の一環として、動物が由来する場所で用いられる獣医学的健康モニタリングプログラムの説明が必要である。この情報は、獣医関連当局および動物の受取者の両方が、その動物に関して必要な検疫手続きを決定するに当たり役立つであろう。

健康証明の過程と、個々の動物の身元証明とをリンクさせることは、人獣共通感染症の抑止策が成功するため

の必須条件である。身元証明の方法が異なっても、結果として個々の動物の身元を恒久的に間違いなく証明する限り、認められるべきである。特定の健康証明書およびその添付書類が、特定の動物に合致することの必要性は、いくら強調しても強調しきれないことである。動物の独特な身元判定方法（入れ墨、その他の身体上のマーク、マイクロチップ等）は、従前の臨床歴・生涯歴・診断試験・健康証明を、検疫プログラムの試験と観察事項とにリンクさせる方策である。

検 疫

ある国に動物が受け入れられるときの検疫手順は、予知可能で管理された動物健康評価のための絶対的要素ではないとしても、重要な要素である。検疫施設の正確な設定デザインと維持は国家的問題ではあるが、検疫の正しい運営もまた、国際間輸送過程の核心的な一面である。検疫中の作業では、人員および他の動物を感染症病原体から守ることにその指針が置かれる。その基本的要素としては、輸入された動物の隔離、獣医学的健康観察、死亡動物の剖検、診断試験、人員の健康保護がある。

検疫プログラムの実際面には、一般的なヒト以外の霊長類の人獣共通感染症の可能性が反映されねばならず、この実際面は、検疫手順に付せられる個々の動物に関して存在する情報により左右される。

関連動物の生涯歴並びに動物の人獣共通感染症の可能性に関して提出される書類により、検疫過程の期間と範囲が左右されるべきである。ある動物に関し情報が少なければ少ないだけ、必要検疫手順の期間の方は長く、厳しくすべきである。このような方法により、ヒト以外の霊長類の輸出業者に警告を与え、その注意をもっと望ましい（公衆衛生の見地から）供給源の方に向けさせ、その開発促進に役立たせるべきである。

そのような供給源とは、動物が、管理制御された環境で生まれ育ち、規則的で明確な飼育と獣医学的配慮や注意が行われるような施設のことである。

捕獲された（captive）状態にあっても、自由に動き廻れる動物、すなわち、オープンな囲い地（enclosure）や鳥などのような、動物が緊密には管理制御されていない環境の場合も、このような供給源の1つかも知れない。これらの動物は、緊密にモニターされている環境で飼育されている動物と較べると、偶然的な感染症病原体を宿主可能性が高いので、このような供給源が望ましいか、あるいは望ましくないかは、このようなコロニーの隔離

状態の程度並びにそのコロニーの医学的経緯記録の程度にかかっている。

現在、動物園（zoological gardens）が輸入するほとんどのヒト以外の霊長類は、管理制御された環境で生まれ育てられているが、生物医学的研究に向けられるヒト以外の霊長類の場合、捕らえられた環境あるいは半分捕らえられた環境にて、大きな頭数で飼育されているのは僅かに3つの種があるだけである。すなわち、カニクイザル *cynomolgus monkeys*（フィリピン、他の南東アジアの国々、モーリシャス）、アカゲザル *rhesus monkeys*（中国、米国およびこれより程度は少ないが欧州）とマーモセット *marmosets*（米国、欧州）である。

獣医関連当局は、人獣共通感染症のリスクを正しく考慮し、一般的な必要プロセスを定め、必要な最終結果を定義づけることにより、そのニーズとリソースに合致する検疫プログラムの計画設定が可能になるはずである。

誰が検疫業務を行うかは、その国の獣医関連当局が決めるべきである。動物園あるいは他の民間ではあるが国で認められた施設は、それが国の獣医関連当局の設定する規準に合致する限り、そして、これら検疫施設の正しい運行を可能にするような機構が、その獣医関連当局にある限り、考慮の対象から除外すべきではない。獣医関連当局は、検疫施設の選択を行うに当たって、動物を確実に隔離する物理的建物の適切性並びに報告された運行手順を遵守されるかどうかの点を考慮に入れるべきである。

選択される検疫期間とは、国際間輸送の前あるいは輸送中に病原体を持っている動物が、検疫途中で臨床的に発病し、検疫解放前には感染が終焉するための十分な期間を指すものである。ヘルペスBウイルスのように、動物に生涯宿るような一部の潜伏感染症の場合、検疫期間をいかに延ばしてみても、動物は感染から解放はされない。これらの病気の場合、対象動物が全般的に感染していること、そして感染症であることを想定せねばならず、公衆衛生の防御は、感染動物の排除ではなく、人員保護手段の実行により、これらの動物と接触する人の保護にあるのだと考えねばならない。

対象となる人獣共通感染症の病原体

人獣共通感染症の表²は、検疫期間で特別に懸念される病原体に限って記載している。表は、ヒト以外の霊長類のすべての人獣共通感染症を網羅しているわけではなく、むしろ、すべての検疫計画にて積極的に対処すべき病原体だけに限られている。表に記載の病原体は、信頼で

きる試験を容易に行うことができ、検疫期間終了前に病
気状態を矯正するため、効果的な対策が可能であり、対
策が行われるべき病原体である。

このほか、表には記載されていないが、多くの重要な
人獣共通感染症がある。これらが記載されていないのは、
それらが公衆衛生上重要ではないからだ、と解釈されて
はならない。これは逆で、ヒト以外の霊長類におけるこ
れら病原体の、存在の正確な究明は困難であるから、病
原体は当該動物種 (species) に存在しているものと想定
し、常にこの想定のもとで動物を扱わねばならない。こ
れらの病原体に対処することの必要性は、動物の最終的
使用目的並びに感染の可能性がある動物に対する輸入業
者の受け入れの意志にかかってくるのだろう。

良い例がマカク属サル類 macaques のヘルペス B ウイ
ルスである。多くの専門家は、例え診断試験で陰性が出
ても、その動物にはウイルスがないとする証明はでき
ないと考えている。ヘルペス B ウイルス感染の確率は極
端に少ないのだが、潜在的に感染しており、間欠的に感
染を起こすような動物に接触する人には、非常に危険な
感染の可能性があるわけだから、病気の可能性を無視す
ることはできない。然し検疫中の動物に、強制的に B ウ
イルスの試験を行っても、問題としている動物の効果的
判定手段にはならない。これよりも良い方法は、すべて
のマカク属サル類 macaques は感染しているものと見な
し、そのように取り扱うことである。

人獣共通感染症に関する表の補足として、人獣共通感
染症の可能性がある病原体の存在に関し、関係者の注意
を喚起するため、それら病原体のリストを第2表注³と
して加えた。然し、検疫期間中に、これらの病原体を強
制的に検査し、排除するのは現実的とは考えられない。こ
れらの病原体には、A 型肝炎ウイルス、B 型肝炎ウイル
ス、ヘルペス B ウイルス、フィロウイルス (filovirus)、
ポックスウイルス (poxviruses)、レトロウイルス
(retroviruses)、狂犬病ウイルスなどが含まれる。

また、存在すれば検疫期間中に臨床的に明らかになる
病原体に関し、テストを強制することは不必要と考えら
れる。例えば、モンキーポックス (サル痘) monkeypox
である。

個々の病原体の検討

1. 結核

外見上健康ではあるが結核に感染した動物が、ツベル
クリン試験に対して遅発性過敏症反応を起こすには最低

3 週間かかるから、検疫期間中における陽性動物発見の
可能性を高めるための一連のテストが推薦される。テス
ト結果の注意深い判断が必須要件である。疑似陰性の結
果は、試験方法の違い、極く最近の感染 (未だ感作が
成立していない)、アネルギー (anergy)、麻疹のような
随伴性ウイルス感染による陰性化 (masking)、免疫抑制、
他の重篤な疾患、ワクチン接種、種 (species) による特定
条件 (オランウータンは疑似陰性で有名である) から生
じ得るものである。

現在まで、ヒト以外の霊長類の結核の試験に関して普
遍的に認められた方法はない。推薦される試験方法の 1
つは、上脛の端にツベルクリン 0.1ml を皮下注入するこ
とである。24、48 あるいは 72 時間後における脛の腫張
と紅斑は陽性の試験結果と見なされる。陰性反応は、動
物が結核に曝されてきていないこと、あるいは免疫反応
を出すには未だ時間経過が少ない、あるいは免疫抑制の
ため免疫反応を出せないことを意味する。脛は好まれる
試験の個所であるが、その理由は、動物を実際に抑えつ
けなくても脛の観察は可能だからである。その後のテス
トは一般的に脛を変えて行われる。また、皮下テストは、
下腹部の毛のない場所に印をつけて行うこともできる。
この個所はマーモセット marmosets、タマリン tamarins、
ブッシュベビー bushbabies あるいはネズミキツネザル
mouse lemurs のような小型の種用に推薦される。この場合、
物理的な触診、あるいは硬化測定が可能となるので、脛試
験結果が疑わしい動物の場合または検疫試験のベースライ
ンの一環としてしばしば用いられる。米国では、PPD
(Purified Protein Derivative) と比べ、純度は低い (less
purified) が TU (tuberculin units) が高い哺乳動物ツベルクリ
ンがヒト以外の霊長類に使われているが、その理由は、
PPD では感染動物の判定を容易にするのに充分強い反応
を惹起しないかも知れないからである。米国で現在推薦
されている製品は、Mycobacterium tuberculosis の、熱で
不活性化された濃縮濾過抗原 (concentrated filtrate) で
あるところの Tuberculin, Mammalian, Human Isolates,
Intradermic である。最低投薬量は希釈してない USDA
veterinary tuberculin 0.1ml (トリクロル酢酸-TCA-沈殿蛋
白質含有量に基づいて 15,000TU 相当) である。

欧州では方法が異なり、ベルギー、デンマーク、フラ
ンス、ドイツ、イタリア、オランダ、スイスにおける
EAZWV の 1996 年の調査によれば、ほとんどの動物園では
通例的な結核試験に牛型と鳥型結核の PPD が使われてい
る。この調査の結果は表 1 (末尾を参照) に集計してある。

結核の血清試験が近い将来できるようになるかも知れないが、これは罹病動物の発見力を低下させることなく、試験行程の変更を可能にするのではないと思われる。

新世界ザル、旧世界ザルと類人猿に関しては、検疫期間中に3～4週間の間隔を置いて最低連続3回の試験を行うことが薦められる。このスケジュールで正しく実施すれば、これらの種は脱感作されることはないはずである。マーモセット marmosets やタマリン tamarins の場合、感染の可能性は低いので、必要な試験回数は少なくてもよいと思われる。原猿類は他の旧世界ザルと同様に試験されるべきである。

管理制御され、十分な記録が採られている環境から来る動物に対する、輸出前の結核試験の実施は望ましいが、その理由はその試験が獣医学的監視のもと、管理された方法で無菌的に行い得るからである。この試験は、輸入後の検疫での試験短縮に役立つので推奨される。これはまた、健康証明過程用の健康状態記録の増強にも役立つはずである。

2. 細菌性病原体 (Bacterial Agents)

検疫期間中において、公衆衛生の面でリスクの可能性が最も高いのは腸管感染性細菌である。この病原体は、一見健康に見える動物からの断続的な排泄物により、慢性的感染を引き起こすので、検疫の最初の5日間に試験を行うことが推奨されるが、それは、この5日間は恐らくストレスが高く、陽性動物発見の確率が高まるのを利用するためである。

これらの病原体が発見されたからといっても、必ずしもその陽性動物を検疫から解放してはならないというわけではなく、これは、その動物を将来、これらの病原体が存在しないことが分っている環境、あるいは職員保護手段を実行していない職員と密接な接触が行われる状況に、入れるべきではないという決定へと進む必要がある。ヒト以外の霊長類を抗生物質で予防的に処置することは、感染動物診断の障害となり、恐らくは抗生物質に耐性の細菌性病原体の発生を助けるから行うべきではない。

3. 寄生虫 (Parasitic agents)

寄生虫は表に掲載されているが、その理由は、人獣共通感染症の可能性があると並びに検疫期間中における処置が容易であり、効果があるということである。然しこの処置は、発見される特定の寄生虫あるいは関連の動物の種 (species) に適合せねばならないから、この

chapter で、これら病原体の処置を具体的に詳記するのは適切ではない。

職員の健康保護策

ヒト以外の霊長類の人獣共通感染症の性質とその関連事項を考慮し、本 chapter の末尾に Article を1つ加え、検疫期間中に霊長類と接触する職員に適用すべき、職員保護のための推奨策を記載した。職員の健康問題は扱わないとする OIC の従来の立場から、このように乖離することが必要になったのは、検疫施設の職員が、人獣共通感染症のリスクに直面しているからである。職業上の安全を考慮することは、検疫プログラムの策定と実施においては必須事項だからである。

一般的に、職業上の安全手順には、高リスクの疾病に対する職員の予防免疫、結核と腸管寄生虫のモニタリングの規定設定、咬み傷・引っ掻き傷、その他の傷の処置用プロトコール、正しい人員衛生慣行の遵守が含まれる。さらに、検疫プログラムに含めたい事柄としては、検疫動物の原産国の風土病 (例えば黄熱病) 病原体からの従業員保護を目的とする施策がある。そしてまた、疾病の発生・拡散に関する文書の記録と発見のためのシステム (例えば、職員および動物の血清銀行の設立、あるいはヒト以外の霊長類に接触歴のある患者の、人獣共通感染症の可能性を医学当局に通知するシステムの確立) を確立することにより、将来のいかなる感染症調査に対しても対応できる規定の作成を検討することもある。

検疫プログラムには、人獣共通感染症の抑制と人員の安全性の関連で、スタッフに対して、ヒト以外の霊長類・その組織と体液にかかわる作業を安全に行うのに必要なトレーニングを提供するための、教育的要素を含めるべきである。

動物の組織・体液・排泄物の安全な取り扱いと処分もまた、検討、対応せねばならない。

個別的検疫条件

この Appendix の内容は、単なる例として役立たせるためのものであるが、本質的には、ある1国の検疫条件に沿って作られたものである。他の OIE メンバー諸国からさらに意見が寄せられ、この Appendix が大いに修正されることを期待している。

注2、注3 現在検討中とのことである。

表 1 欧州の動物園での結核テスト調査、1996年12月

Zoo	PPD			Kochs Old Tuberculin			Location			Additional tests
	bovine	human	avian	bovine	human	avian	palpeb.	Abdom.	Other	
Anvers (BE)	0.1 ml = 2000 TU	-	0.1 ml = 2000 TU	-	-	-	yes	no	no	Serology, X-ray (new arrivals)
Zürich (CH)	0.1 ml = 1000 TU	0.1 ml = 10 IU	-	-	-	-	yes	no	no	simultaneously
Frankfurt (DE)	0.1 ml = 5000 TU	-	0.1 ml = 2500 TU	-	-	-	yes	no	no	
Rostock (DE)	0.1 ml = 5000 TU	-	-	-	-	-	yes	no	no	
Könchen (DE)	0.05-0 ml = 2500-5000 TU	-	-	-	-	-	yes	no	no	serology and X-ray are not carried out on a routinely basis
Zoo Berlin (DE)	0.1 ml	-	-	-	-	-	yes	no	no	ELISA (in Lelystad (NL))
TP Berlin (DE)	0.1 ml = 5000 TU	-	0.1 ml = 2500 TU	-	-	-	yes	no	no	X-rays regularly, CFT, ELISA (Lelystad (NL)) if necessary
Hamburg (DE)	0.1 ml = 5000 IU	-	-	-	-	-	yes	no	no	
Karlsruhe (DE)	0.1 ml = 5000 IU	-	0.1 ml = 5000 IU	-	-	-	yes	no	no	Serology at Lelystad (NL) or fraunschweig (DE)
Leipzig (DE)	-	0.1 ml	-	-	-	-	yes	no	no	
Osnabrück (DE)	-	-	-	-	0.04-0.06 ml = 125 TU	0.04-0.06 ml = 125 TU	yes	no	no	
København (DK)	-	0.1 ml = 1 TU	-	0.1 ml = 1.0 mg = 25000 tu	-	-	yes	no	no	
Mulhouse (FR)	0.1 ml = 2000 TU	-	0.1 ml = 2500 TU	-	-	-	yes	yes*	no	*marmosets and langurs
Paris Mén. (FR)	-	0.1 ml = 10 TU	-	-	-	-	yes	no	yes*	*orang utan
Peaugres (FR)	-	0.1 ml = 10 IU	-	-	-	-	yes	no	no	
La Palmyre (FR)	-	0.1 ml = 10 IU	-	-	-	-	yes*	-	-	*apes
Port St.-Père (FR)	0.1 ml = 2000 IU	-	-	-	-	-	yes	no	no	
Pistoia (IT)	-	-	-	-	-	-	no	no	no	in case of suspicion: X-ray
Castelnuovo (IT)	-	-	-	-	-	-	no	no	no	in case of suspicion: X-ray plus bact. culture of the sputum
Amsterdam (NL)	0.1 ml = 5000 TU	-	0.1 ml = 2000 TU	-	-	-	yes	no	no	ELISA, if pos. Repeated X-rays
Beekse B. (NL)	0.1 ml = 5000 TU	-	0.1 ml = 2000 TU	-	-	-	yes	no	no	ELISA, if pos. Repeated X-rays
Rheenen (NL)	-	-	-	-	-	-	-	-	chest	concerns orangs X-ray, faeces
Rotterdam (NL)	0.1 ml = 5000 TU	-	0.1 ml = 2000 TU	-	-	-	yes	no	no	ELISA, if pos. Repeated X-rays

参考文献

ADAMS S. R. MUCHMORE E., RICHARDSON J. H.-Biosafety. In: Nonhuman Primates in Biomedical Research: Biology and Management. Eds. B. T. Bennd, C. R. Abee, R. Henrickson. Academic Press, San Diego, (1995)377-420.

BRACK M.-Agents Transmissible from Simians to Man. Springer-Verlag, Berlin,(1987)1-449.

BRACK M., GOELTENBOTH R., RIETSCHEL W.-Primaten. In Krankheiten der Zoo-und Wildtiere. Eds. R. Goeltenboth, H-G. Kloos. Blackwell Wissenschafts-Verlag, Bcrlin,(1995)25-64.

FURLEY C. W.-The Shipment of Primates:Europe:The Threat of Infectious Disease, Presented 1995 Meeting of the British Veterinary Zoological Society.(1995)

HOLMES G. P., CHAPMAN L. E., STEWART J. A., STRAUS S. E. HILLIARD J. K., DAVENPORT D. S.-Guidelines for the Prevention and Treatment of B-Virus Infections in Exposed Persons. *Clinical Infectious Diseases*,(1995)20, 421-39.

KHABBAZ R. F. HENEINE W., GEORGE R. J., PAREKH B., ROWE T., WOODS T., SWITZER W.M., MCCLURE H. M., MURPHEY-CORB M., FLOKES T.M.-Brief Report:Infection of a Laboratory Worker with Simian Immunodeficiency Virus. *N. Engl. j. Med*(1994)330, 172-77.

LERCHE N. W., YEE J. L., JENNINGS MB.-Establishing Specific Retrovirus-Free Breeding Colonies of Macaques:An Approach to Primary Screening and Surveillance. *Lab. An. Sci.*,(1994)44, 217-21.

OTT-JOSLIN J.E.-Zoonotic Diseases of Nonhuman Primates.

WARD J.A. HILLIARD J.K.-B Virus-Specific Pathogen-Free(SPF)Breeding Colonies of Macaques:Issues, Surveillance, and Results in 1992. *Lab. An. Sci.*,(1994)44, 222-28.

WEIGLER B.J.-Biology of B Virus in Macaque and Human Hosts: A Review. *Clinical Infectious Diseases*, (1992)14, 555-76.

4. 2. 7. 章、検疫に関する提言

Appendix 4. 2. 7. 1.

ヒト以外の霊長類の検疫に関する提言**一般原則**

検疫プログラムは、感染性疾患の発見を容易にすると同時に、新しい群に入ってくる個々の動物あるいはグループの、総体的健康状態の正確な評価の実施のために設定される。公衆衛生と安全に注意する視点からすると、感染症に関しては、入ってくる全動物の状態報告は、良くてもせいぜい不確実ぐらいに見なすべきである。

検疫の内容は、検疫期間と、健康状態の評価に用いられる作業と手順により決まる。検疫期間の長さの要件は

1. 行われるすべての診断試験を実施し、その結果を得るのに十分な時間を許容すること。
2. 検疫動物の総体的健康の正確な評価並びに動物の感染症の症状発現の観察を可能にすること。
3. 動物の処置可能な状態に関し、適切なる治療処置を行うための時間を許容すること。

以上である。

従って、知られており、充分なる記録がある供給源からのヒト以外の霊長類の検疫は、最低 30 日以上とし、そして、経歴が不明あるいは不確かな動物の場合は 12 週間とすべきである。この最低期間は、検疫期間中のすべての異常事項が十分に調査され、解決され、感染病原体の伝播を示す証拠が、検疫動物のグループに存在しなくなるまで、延長されるべきである。

検疫作業と手順は、検疫動物の健康状態をできるだけ見極めると同時に、感染性病原体との不測の接触から職員と他の動物を守り、検疫動物の健康と福祉を図ることに焦点を合わせるべきである。従って、検疫の実行事項は下記のようなべきである。

1. 動物あるいは動物のグループを効果的に隔離し、それにより感染症の拡がりを防止するような対策を含むこと。
2. 検疫に働く職員の健康を守ること。
3. 検疫動物の健康と福祉を促進する手段を含むこと。

ヒトに脅威を与えるヒト以外の霊長類の病気で、最も自然に発生するのは Animal BioSafety Level 2(BSL2)か BSL3 のものである。よって、コロニーと個々の健康歴が充分明確であり、その健康歴からして、人獣共通感染症の既知病原がないと想定できる供給源から来る、記録のある動物に関しては、BSL2 と同等あるいはそれを超える検疫施行事項を適用することができる。情報が明確な供給源ではあるが、人獣共通感染症の病原体（マカカ属サル類の B ウイルス）が宿されていることが知られてい

る、あるいは疑われている供給源からの動物に関しては、検疫期間中、BSL3 の施行事項を適用すべきである。健康情報がほとんどない、不明の供給源からの動物に関しては、検疫期間中、BSL3 の施行事項を適用すべきである。

推薦される施行事項を下に記す。そのさらに詳しい説明を得るための文献としては、次ぎの出版物中にある BSL2 と BSL3 の説明を参照されたい。

- ・ CDC-NIH の Biosafety in Microbiological and Biomedical Laboratories (訳者注：CDC-NIH 微生物学・医学実験室のバイオセーフティ 訳：倉田毅 医学書院 1996 年)
- ・ HHS Publication No.(NIH)88-8395 Update:Ebola-Related Filovirus Infection in Nonhuman Primates and Interim Guidelines for Handling Nonhuman Primates during Transit and Quarantine, MMWR, January 19, 1990, Vol. 39, No. 2

検疫施行事項に関する個別的提言

すべてのヒト以外の霊長類の検疫プログラムは、少なくとも以下のキー要素を含むべきである。

1. 運営方針

運営者は、認可された必要な職員のみを検疫施設の出入りを許すべきである。この認可される者の人数は必要最小限にとどめるべきである。運営者は、職員に対しヒト以外の霊長類を取り扱ったり、その周辺で作業することのリスクの可能性並びにすべての作業を安全な方法で行うことの必要性を教えるべきである。定期的な人員雇用を行うべきである。

全般的に、運営者は検疫施設からの感染リスクが高い者あるいはその者にとり、その感染が異常に危険かも知れぬ者は許可を禁止すべきである。運営者はその他、麻疹ウイルスや A 型肝炎ウイルスに対してワクチンの接種を職員に行ったりあるいは定期的にツベルクリン試験を行うなどの、人員の健康促進処置を命じることができる。

2. 検疫施設のインフラの設定デザインおよび機器

1) 検疫所は、検疫動物を他の動物や、検疫所の運行上必須でない人員からの分離・隔離が容易になるように建設され運行されるべきである。

2) この隔離を達成する手段には下記が含まれる。

- a) 物理的バリアー（例えば、分離させた建物、フェンス、ドア、鍵等）のような警備手段と、手続きとしての出入管理システムの利用。

- b) 警備システムの一環として、検疫所入り口に危険注意の表示が置かれるべきである。この表示では、検疫所で感染症との接触があるかも知れぬことを警告せねばならない。検疫地域担当の連絡者の名前と電話番号を表示し、検疫地域入場時の特別必要事項をすべて掲示すべきである。
- c) 効果的な鼠類・野生動物・昆虫の侵入防止プログラムの実施。
- d) 検疫動物群を、他の検疫動物群から物理的に完全分離し、検疫中、種 (species) ごとに、感染性病原体との接触と感染性病原体の動物群内への侵入を防止する。検疫期間中は、グループ間の動物の入れ替えあるいはグループの混合は、新しく形成されたグループが全検疫過程に再び復さぬ限り、行ってはならない。
3. 検疫施設は、検疫動物の安全なる保持および使用中と使用後において、動物飼育室と出入個所の安全、容易で効率的な洗浄と浄化が可能になるよう設計されるべきである。
- a) 検疫施設の他の部分から動物飼育室に入る場合は、そこで衣服替えができ、シャワー設備があり、検疫施設から動物飼育室へ陰圧の維持ができるドアを経由して入るのが望ましい。動物室へのドアは内側に開くべきで、動物が入っているときは常に閉めておくべきである。
- b) 動物飼育室の壁・床・天井の表面は、洗浄と消毒を容易にするため耐水性であるべきである。これらの表面に穴や隙間があるときは、薫蒸や浄化を容易にするためシールすべきであり、シールが可能であるべきである。存在するすべての窓は閉めてシールすべきである。
- c) HVACシステムは、これらの動物を最適に隔離するとともに、動物の健康と福祉をはかることができる方法で運行され、モニターされるべきである。従って、検疫施設内での空気流は、検疫施設外部から中に入り、検疫所出入口区域、動物飼育室へと進むべきである。排出空気は建物の外側に放出され、建物その他の使用中の区域から飛散させるべきである。建物内での空気の再還流を考慮する場合には、空気のHEPA フィルター濾過が必要になる。暖房、換気、エアコンのシステム設計に当たっては、それらが電気、その他の基礎システムの故障の場合、例えば稼働能力は低下したとしても、継続運行できるようにせねばならない。
- d) 床排水溝がある場合、排水溝トラップが常に水あるいは適切な消毒剤で満たされているべきである。
- e) 動物飼育室では、職員が使用できるよう、足、肘による作動方式のあるいは自動作動式の手洗器を備えるべきである。
- f) 検疫施設では、廃棄物その他、汚染の可能性があるものを浄化するためにオートクレーブが備えられるべきである。
3. 職員保護の施策
- 1) 検疫所においては、飲食、喫煙、ヒト用の食料保存は許可されるべきではない。
- 2) 検疫所に入場するスタッフあるいはヒト以外の霊長類を扱う作業をするスタッフはすべて、保護用の衣服と器具を身につけるべきである。使い捨ての保護用品は適切であり好ましいが、それは使用後に施設から持ち出す前に、正しく処分することが可能だからである。使い捨てができない品物は、使用后、検疫所から出される前に、消毒されるべきである。施設には、使い捨て不能の着衣用に、洗濯サービスを提供すべきである。
- 3) 保護用衣服、手袋、粘膜保護用品は、1つ以上の検疫動物飼育室で使用されるべきではない。従ってスタッフが、仕事で1つの部屋から別の部屋に行くとき、保護用衣服の取り替えが要請されることになる。
- 4) 足あるいは靴を洗う液体容器 (bath) を検疫動物飼育室出口に備え、使用させるべきである。これは、新鮮で有機物が残っていないようにしておくため、頻繁に取り替えを行うべきである。
- 5) 検疫地域には、シャワーとロッカー設備を備えるべきである。ヒト以外の霊長類、その他廃棄物や分泌物と接触した後、あるいは少なくとも検疫所を出る前にはシャワーを行うことが非常に望ましい。
- 6) 検疫施設で作業中は、断続的に頻繁に手を洗うことが極めて望ましい。保護用手袋は、偶然に破れたり裂けることがあるからこれはとくに大事なことである。
- 7) 検疫所職員のベースライン血清サンプルを集めて保管すべきである。疫学調査に役立てるため、追加

- 血清サンプルを定期的に収集することも良い。
- 8) 検疫職員に重い発熱性疾患（2日間以上、発熱＞38.5℃）が出た場合は、政府の公衆衛生当局に速やかに連絡すべきである。このような病気の記録を行い、職員の介護に当たる医者に対して、患者とヒト以外の霊長類との接触の可能性について伝えねばならない。
4. 動物の飼育ケアの施策
- 1) 検疫施設に1つ以上の動物飼育室がある場合、それぞれの飼育室は他の部屋とは隔離された、別なものとして保持されるべきである。異なる動物室間の接触では、職員の着用衣服を含め、機器・資材の共通使用は行うべきではない。
- 2) 検疫中は、動物の飼育・ケアの手順はすべて、エアロゾルの発生を最小限に抑え、感染の可能性のある物質の拡散を制限するとともに、関係動物の適切なるケアと福祉にも配慮すべく、注意深く行われるべきである。すべての廃棄物および汚染の可能性のある他の物品は、動物飼育室から持ち出す前に適切に消毒するべきである。すべてのケージ、瓶、その他の使い捨てできぬものも、使用したたびに浄化すべきである。可能な場合は、常に1回で使い捨てできる物品を使用すべきである。このような物品や廃棄物はオートクレーブ処理が好ましい。ガラス器具は使用すべきではない。
- 3) 作業場は、常に使用後あるいは汚れたときはいつでも浄化すべきである。正しい廃棄処分を行うため、あるいは検疫で使用した全装置・衣服・ケージを処理・保存するため、動物飼育室と全般的検疫施設の両方に、適切な装置とスペースを備えるべきである。
- 4) ヒト以外の霊長類による引っ掻き、咬み、その他の傷を避けるための注意を行わねばならない。個々の動物に対して必要になる作業は、できる限り麻酔か鎮静剤を与えて行うべきである。これができない場合、使用する物理的制御手段により、職員の傷害を最大限に防止せねばならない。従って、物理的な抑制は、ヒト以外の霊長類の取り扱いに熟練した職員が行うべきであり、絶対に1人だけで行ってはならない。
- 5) 職員の傷害防止あるいは汚染の可能性のある針・メス・その他の鋭利な器具の使用、とくにこれら器具の処分による動物間の感染拡大の防止に注意を払うべきである。1回で使い捨てにする注射器・針・メス刃・その他の鋭利な器具を使用することを推奨する。使用したものは絶対に、手で再生・折り曲げ・破壊・その他の操作を行うべきではない。これらは可能な限り、作業場所の近くに置かれた破れにくい容器に捨てるべきである。この容器は、処分する前にオートクレーブで浄化することが好ましい。
- 6) 多数回分の医薬品などが入った薬瓶を使用するときは、使用中で薬瓶が汚染されるのを防ぐように注意を行うべきである。多数回分の薬瓶は、検疫グループ間で共用されるべきでなく、使用后および廃棄前にオートクレーブあるいは他の方法で浄化すべきである。
- 7) 検疫途中で死亡した動物は、剖検に付しその死因を判定すべきである。その死因が非感染性であることが確定されるまでは、死亡した動物の属する検疫動物群は1匹たりとも解放すべきではない。死亡した動物はその動物飼育室から搬出し、シールした、不浸透性の漏らない容器か袋に入れて、剖検専用室に持ち込むべきであり、剖検室では訓練された職員により、BSL3以上の手順を用いた検査に付され、そして安全な方法で処分されるべきである。
- 8) 担当の検疫官は、検疫されるヒト以外の霊長類に、重いあるいは異常な病気や死が発生したときは、政府の獣医関連当局に対して通知を行うべきである。この通知は、事態に気づいてから24時間以内に電話で行うべきである。
- 9) 検疫から動物が出された後、動物飼育室は、その室で感染症が起きたかどうかには関係なく、徹底的な浄化が必要である。
- （この翻訳は、英語、フランス語、スペイン語の3か国版を原文とし、英語版から翻訳したものです）

OIE の活動と今回の規約案について

今回の規約案について

OIE（国際獣疫機関）のアジア太平洋地域代表の小澤義博先生に、今回の霊長類の人獣共通感染症に関する提案、OIEの活動などについて、お話を伺い、以下にまとめてみた。

OIEは、発足当初から家畜（産業動物）の感染症に関する情報収集・提供、流行の制圧・予防を中心に活動してきたが、近年、国際的に経済活動が活発になるに従ってWHO（世界保健機構）やWTO（世界貿易機関～ガット・ウルグアイランド）、FAO（食糧農業機関）との関連が強まり、大まかにいえばWHOは人が主体となった感染症、FAOは植物に関する病気、OIEは家畜ばかりでなく、魚や昆虫、野生動物など動物の感染症と移動に関する問題に取り組んでいる。WTOはそれらの取引に伴う問題に担っている。しかし、これらの区分は明確ではなく、イギリスでの狂牛病発生のように、当初はOIEの守備範囲であったが、ヒトへの感染が指摘されるようになると人への感染の問題はWHOの管轄となった。また狂犬病の問題は歴史的な経緯からWHOの守備範囲としている。もちろん動物の狂犬病の問題はOIEと共同して対策に当たることになっている。

OIEについては詳しくは下記（国際獣疫事務局の紹介）を参照して欲しいが、大体は動物の感染症についての情報収集と提供、流行の制圧と予防で、各種の年報や月報によって各国に病気の発生状況を提供している。また、国際的な規約（OIEコード）を作成し、それに基づき感染症の検査法、治療、予防などについて、科学技術の進歩の成果を取り込んだOIEマニュアル（診断法とワクチン基準）を4年ごとに出版している。また新しい感染症などの発生にも対応できるシステムを構築している。

WHOやWTOなどから野生動物についてはOIEが対応すべきとの意見が出され、OIE内にワイルドライフ（野生動物）に関するワーキンググループが1992年に発足した。このワーキンググループは、国際的な規約は作らずに、どんな野生動物にどんな疾病が流行しているか、年1回会合を開いて情報を集め、毎年簡単なレポートを出している。このレポートは感染症の発生傾向が分かる程度のものである。

然し、マールブルグウイルスやエボラ出血熱、Bウイルス症などの発生などもあって、とくに霊長類の感染症の問題が指摘され、霊長類に関する専門家のグループが1996年11月に検討を始め、1997年に大まかな方針が示された。これを踏まえて今回、国際規約案として今年の

5月にOIEの総会で提案された。従って、この草案では『4261』はコードナンバーは決まっているが、その内容はこれから正式に決められるものであり、またOIEとして感染症をリストアップする『表』についてもこれから決まるものとして理解して欲しい。それぞれ案みtainなものがあると思うが、今回ののはあくまで『草案』であると認識してもらいたい。

今回草案ができてこれが各国で承認されると国際的な規約のガイドラインになる。規約は強制的に守らなければならないものではなく、まず加盟国がこれに基づき国内法を整備し、各国の基盤ができてから実施してもらうことになる。またこの規約は、最低限のレベルを示すものと考えて欲しい。従って、輸入国が科学的に証明できる理由によって、より高度の基準を必要と考える場合には、理由を説明し輸出国も了解を得ることができる（ウルグアイラウンドのSPS協定）。また、国際間の問題が生じた場合、OIEは技術的な評価を行うが、政治的な問題についてはWTOを通じて交渉を行う。

今後、霊長類の人獣共通感染症に対する国際規約や診断方法の基準の作成などの進展の度合は、これを担当する専門家グループの活動にかかっている。例えば、捕獲した野生の霊長類と、獣医師の管理下において繁殖された霊長類とを別けて扱うことや、野生の霊長類にどのような疾病があるか、その分布状況はどうか、その中から将来どんな感染症がどこから入ってくる危険性があるかなど、高いレベルでの情報収集能力が求められてくるものと思われる。これらへの対応はWHOとの協力を強化しつつ強化していく必要がある。

OIE 東京事務局の活動

OIEのアジア太平洋地域事務局は東京に置かれている。

東京事務局では、アジア太平洋地域で発生する伝染病の情報を収集し、OIE本部とアジア・オセアニア諸国に報告する。本部に報告するのは決められた15種類（リストA）の感染症で、収集された情報は月報として本部から各国に提供される。他の感染症（リストB）の情報は年1回、年報として各国に提供されている。現在は主として家畜に関する情報ですが、1998年12月から魚の病気について情報の収集を開始する。霊長類についても将来は取り組むことになるのではないかとと思われる。

東京事務局の主な活動内容をまとめると次のようになる。

国際獣疫事務局

1. アジア太平洋地域に多い各種の伝染病の発生情報の収集（四半期報告書と年報の出版）
2. 情報収集技術の改善と強化
3. 東南アジアにおける口蹄疫撲滅運動の計画立案とそのコーディネーション
4. 魚の病気の情報収集と提供（1999年1月から）
5. 新しい感染症の状況把握とその対策（緊急対応システムの強化）
6. 動物用医薬品（ワクチン等）の標準化支援などである。

なお、東京事務局の住所は次のとおり。

〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館311号室
TEL 03-5411-0520 FAX 03-5411-0526
E-Mail: oietokyo@tky.3web.ne.jp
(ハムリー(株)広報室)

International Office of Epizootics (World Animal Health Organization)

国際獣疫事務局

フランス語名の“Office International des Epizootics(OIE)”に由来する国際獣疫事務局は1924年に設立され、世界の150か国をメンバーとする国際獣医機関である。OIEの主たる目的は次のとおりである。

1. 国際協力が必要な、家畜伝染病の調査研究と予防に関する研究およびその他の研究の推進と調整を行うこと。
2. 動物伝染病の発生状況およびその防疫方法に関して、必要と考えられるあらゆる情報および資料を収集し、それを各国の家畜衛生行政当局に配布すること。
3. 動物の健康対策に関する国際衛生規約の草案を検討し、加盟国に提議すること。

このように、OIE事務局の対象分野は、動物およびその製品（水棲動物を含む）の使用に関連し、治療や薬物残留物のような、公衆衛生上重要な事柄をカバーするものである。またWHO（世界貿易機関）の姉妹機関として、動物およびその製品の貿易上の問題を扱う技術機関に指定されている。

OIEの構成

□ 国際委員会 (International Committee)

OIEは、加盟国の獣医行政の代表で構成され、パリに

あるOIE本部で年1回開く国際委員会の総会で業務を行う。加盟国は3年任期の議長 (President) 並びに運営 (Administrative)、地域 (Regional)、専門家 (Specialist) の各委員会 (Commission) のメンバーを選出する。

国際委員会は、当事務局の使命と業務に関するすべての問題に関し裁定を行う。裁定は総会 (General Session) の議決という形式で行われる。

裁定の対象は以下のとおりである。

- OIEの科学的・技術的方向づけ
- 加盟国に対する動物の伝染病の発生・防疫に関する報告
- OIEにアドバイスと支援を行う委員会 (Commission) または作業部会 (Working Group) の設置
- 他の国際的組織との協力契約の締結

国際委員会は、主として加盟国が支払う年間拠出金により賄われる予算を検討し、承認する。当委員会は翌年以降の資金を承認し、OIEの経営を監督する。

□ 運営委員会 (Administrative Commission)

運営委員会は、国際委員会の議長および加盟国からの8人の代表により構成され、総会から総会までの間、国際委員会を代表する。運営委員会は、事務局長 (Director General) と技術的事項、運営事項を打ち合わせ、とくに国際委員会に提出される作業プログラムと予算案を検討

するため、年に2回会議を行う。

□ 地域委員会 (Regional Commissions)

特定の問題を検討し、各地域における獣医学的サービスの相互間調整を行うため、次の5つの地域委員会が設置されている。南北アメリカ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、アフリカ、中近東である。

これらの委員会は、それぞれ平均して2年に1回、各地域の国々の1つにおいて会議を催す。その会議で議題となるのはその地域で時事的関心のある事項が選ばれる。

□ 専門家委員会 (Specialist Commissions)

専門家委員会は、OIEへの代表あるいは加盟国で認められた専門家の中から委員会が選ぶメンバーにより構成される。これらの委員会はその活動を国際委員会に報告し、また勧告も提出する。専門家委員会の役割は、一定の病気あるいは疾病群の疫学と防疫に関する特定の問題の検討である。国際委員会は必要に応じて専門家委員会を特定問題の解決に必要な期間中、設置することができる。現在4つの専門委員会がある。

- 口蹄疫およびその疾病に関する委員会 (Foot and Mouth Disease and other Epizootics Commission) は、1946年の設置で、主として病気制圧のための情報・戦略の展開に寄与している。
- 標準委員会 (Standards Commission) は、1949年の設立で、病気の診断基準、生物製剤 (Biological products) の評価および製造と管理のための基準を設定する。
- 国際動物衛生規約委員会 (International Animal Health Code Commission) は、1960年の設置で、動物および動物製品の輸出入に関して、動物の衛生規約に関する勧告を制定する。
- 魚病委員会 (Fish Disease Commission) は、1960年に設置。この委員会の設立理由の1つは、魚類や他の水棲種の国際取引の重要性が高まったことである。水棲動物に関する衛生規約や魚病の診断基準を作成する。

□ 作業部会 (Working Groups)

現在、作業部会は、4つ設置されている。疾病情報システム (Disease Information System: 1981)、動物用医薬品登録 (Veterinary Drug Registration: 1988)、バイオテクノロジー (Biotechnology: 1989) と野生動物疾病 (Wildlife Diseases: 1993) である。

□ 事務局長 (Director General) と OIE 本部 (Central Bureau)

事務局長は、委員会により選出され、任期は5年で再選可能である。事務局はパリにあるOIE本部を経営管理する。

本部事務局は委員会の決定事項を実施する。

出版物がOIE本部の仕事の重要な部分を構成する。

OIE本部はまた、年次総会および委員会の会合、OIEが開催する会議やシンポジウムの事務局をつとめる。

□ 地域プログラム (Regional Programmes)

1988年現在、OIEの地域事務所は東京、ブエノスアイレス、ペイルートとソフィアに置かれている。国際委員会の要請により、地域の活動プログラムを策定することができるが、これは現在アジア・太平洋、南北アメリカおよび東欧で行われている。

動物衛生管理問題への全般的アプローチ

OIEの主目的は、家畜やその製品の貿易に関する動物の病気の発生状況並びにその制圧と予防手段に関する全般的な認識を高めることである。このために国際的協力が不可欠となる動物の伝染病の調査における相互調整および加盟国が行っている防疫策に関する情報の収集並びに動物の健康に関する国際規約を準備する上でのアドバイザーの役割を果たすことである。それぞれの加盟諸国は、家畜衛生行政当局を通じて、魚を含む動物の疾病に関する情報をOIEの本部および地域事務所に提出する。

一部の国では、国の獣医関連当局の役割は、獣医の制圧からより広い分野である公衆衛生と食品衛生の方へと変わりつつある。多くの国で、獣医学関連当局の組織構成がこのように変化する中で、OIEは加盟諸国に共同決定と方針策定を行わせる力を持つことになる。

OIEの監視システム下にある伝染病と病原微生物

病気は2つのリストに別けられている。

リストAは、国際的に非常に危険で急速に広がる可能性のある15の伝染病（例えば口蹄疫や牛疫）を含むが、これらは社会経済上あるいは公衆衛生上の重大な被害をもたらす、動物やその製品の国際取引上大きな問題となる病気である。

リストBは、社会経済上もしくは公衆衛生上から重要と考えられる疾病で、現在93の伝染病が含まれている。リストAに比べてBの方が、動物やその製品の国際貿易上での影響は低い。魚類と貝類の病原体はリストBに含まれているが、それらの病原体の特性を考えると、調整

あるいは若干の修正が必要である可能性がある。

これらの伝染病や病原体の情報は、毎月発行される“Bulletin”および動物の健康に関する年間報告書を通じて世界中に配布されている。他の重要な病原体の情報も同様な方法で配布されている。

動物の衛生状況に関する連絡経路

□ 伝染病の発生情報

情報発信の緊急度は病気の性質により異なる。OIEは、必要が生じたとき、加盟国が迅速に行動を起こすことができるよう警報システムを作っている。加盟国は、リストAの病気あるいは公衆衛生や家畜生産に対し重大な影響を及ぼす可能性のある、他の伝染病の発生を、発生後24時間内にOIE本部に通知せねばならない。OIEはこのデータを、危機状態にある国々に対してはテレックス・電話・テレファックスにて直ちに発信し、その他の国々には毎週書状で発送する。この「警報」システムとは別に、加盟国からの情報は定期的に配布される。

月刊の“Bulletin”は、リストAの病気の展開のデータを月ごとにまとめて出版している。これにはまた、主としてOIEの活動および主要伝染病の疫学に関する記事も記載されている。

“World Animal Health”は、これはリストAとリストBの病気に関する年間統計を記載し、各加盟国におけるそれぞれの病気の発生データをまとめたものである。また、年間の“Animal Health Status”は全加盟国の情報が記載されている。これらによりそれぞれの国が採用した予防、防疫、撲滅対策の概略が分かる。またインターネットでこれらの情報も流されている。(web-site addressは<http://www.oie.int>)

□ 科学的、技術的な情報

“OIE Scientific and Technical Review”は、4半期ごとに発行され、獣医行政や伝染病に関係する広範囲な評論、新しい論説、コミュニケーションや国際会議の情報を記載している。

“Technical Series”は、動物の病気および時事的問題を取り上げ、重要問題に関する総合的知識をまとめたものである。

ほとんどの出版物には、英語、フランス語とスペイン語版がある。動物数・病気・貿易・法規に関する科学的情報の驚異的な増大並びに情報技術の変化は今後も続くであろう。OIEの主要目的は、情報の収集と分析を行い、効果的方法でこれらを提供することである。OIEの戦略

的計画によると、OIEは入手可能な情報の量的増大と質との両方に対処できる、適切なる情報技術を開発すべきとなっている。魚を含む動物とその製品に関する科学的情報が増え続ける中で、OIEとしては新しい問題を扱える専門家を特定し、大量の科学的データに専門的見解で対処できる能力をさらに要求されている。このようにOIEは、その専門家委員会と作業グループに対して、継続的な支援を行うため、協力センター(Collaborative center)や、数多くの疾病に対するリファレンスラボ(Reference laboratories)と協力してOIEの活動を広げている。

□ OIE国際動物衛生規約(OIEコード)および診断法とワクチン基準に関するOIEマニュアル

1960年代以来動物およびその製品の国際貿易が増大したため、伝染病が動物や人間に広がる危険が増大してきた。これを避けるため、適切な獣医衛生規約を作成する必要性並びに不必要な障害を防止するため、取り引きに適用される動物衛生条件を標準化する必要が出てきた。各国における病気の制圧・撲滅の効果を損なわずに、国際貿易の増大を確保するためには、動物衛生規約の統一化(harmonization)が極めて重要である。

OIEコード委員会(OIE Code Commission)が策定した国際動物衛生規約(International Animal Health Code)は、これらの必要に見合うものである。規約は、動物やその製品に添付する証明書を作成する担当者が利用できるよう、モデル法規に多くスペースがさかれている。

定期的に改正される国際動物衛生規約は、種々の異なる国々の特殊条件を考慮し、それぞれの国の国際貿易に適切な解決策を提供するものである。

“OIE Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines”には、診断技術と生物学的製剤の生産と管理の基準が含まれており、OIEの加盟国によって承認された国際的なスタンダードである。

□ 他の国際組織団体との連携

OIEは、国際取引の衛生管理上の疑問に関する緊密な作業関係を保つため、FAO、WHO、HCAと正式な協力の取り決めを有している。

上記のOIEの出版物は、OIE本部の出版部から有料で得ることができる。

住所は、OIE, 12 rue de Prony, 75017 Paris, France
Fax:33-1-42670987 E.メール:pub.sales@oie.int

(OIEアジア太平洋地域代表 小澤 義博)